

GF 編又は N 編が適用される金属材料に関する事項

改正規則

鋼船規則 GF 編, K 編及び N 編

改正事項

GF 編又は N 編が適用される金属材料に関する事項

改正理由

本会の定める鋼船規則においては、船体構造、艀装品及び機関等の部材に使用される材料に関する要件を鋼船規則 K 編に規定している。一方、IGF コード又は IGC コードに規定される材料に関連する要件については、それぞれ鋼船規則 GF 編 7 章又は N 編 6 章に取り入れている。

鋼船規則 GF 編及び N 編においては、それぞれ適用される船舶の設計様式に応じ、材料に求められる性能基準を中心に規定していることから、一般事項について定める鋼船規則 K 編についても併せて適用する体系としているが、例えば衝撃試験等、同類の項目について異なる要件を定めている場合もあり、その適用が不明確な場合があった。

このため、鋼船規則 GF 編, K 編及び N 編において、上記の取り扱いが明確になるよう関連規定を改めた。

改正内容

鋼船規則 K 編及び GF 編又は N 編に規定する要件において、重複するものについては鋼船規則 GF 編又は N 編の要件を優先して適用する旨明記した。

改正条項

鋼船規則 GF 編 7.4.1

鋼船規則 K 編 1.1.1

鋼船規則 N 編 6.4.1